

琵琶湖ホテル倶楽部 利用規約

第1条（目的）

本規約は、京阪ホテルズ&リゾート株式会社（以下「当社」といいます）が運営する「琵琶湖ホテル倶楽部」（以下「当倶楽部」といいます）の利用について定めたものです。

第2条（総則）

1. 当倶楽部は、当社が運営する琵琶湖ホテル（以下「当ホテル」といいます）の利用に際し、会員に特典・優待等のサービスを提供する会員プログラムです。
2. 会員は、本規約を承認のうえ、当倶楽部のサービスを利用するものとします。なお、会員は、本規約を承認することにより、本規約の内容が会員と当社との契約内容となることに同意します。
3. 本規約に基づき当社が提供する当倶楽部により蓄積されるポイントを「BHC ポイント」（以下「ポイント」といいます）とします。
4. 当社は、当倶楽部の運営に必要な業務の一部を、他の事業者に委託できるものとします。

第3条（入会の手続き等）

1. 当倶楽部への入会を希望される方は、本規約（本規約と別に当社が定める諸規則がある場合はこれを含む）を承認のうえ、申し込みフォームに必要事項を入力し、当社に対し、当倶楽部への入会を申込みものとします。なお、当倶楽部に入会する資格（以下「入会資格」といいます）を有する方は、日本国内在住で満20歳以上、かつスマートフォンやタブレット等第4条に定める会員証を当ホテルにおいて表示できる端末を所持する個人に限り、会社・法人名義では登録できないものとします。また、会員として登録済のメールアドレスを利用し、入会の申込みをすることはできません。
2. 入会のお申し込みは、当社 Web サイト等に掲載の申し込みフォームより行うことができます。
3. 入会費・年会費は無料です。

第4条（会員マイページ等）

1. 会員は、ご利用の端末から所定のログイン画面にてメールアドレスおよび自身が設定したパスワード（以下「ログインパスワード」といいます）を入力することにより、会員マイページ（以下「マイページ」といいます）にログインでき、Web 会員証（以下「会員証」といいます）を表示できるようになります。
2. マイページでは、以下をご確認いただけます。
 - (1) 会員ランク
 - (2) 会員ポイント情報

(3) 当ホテルからのお知らせ

3. 当社が認める場合を除き、会員資格は1名につき1個とします。1名の会員が複数の会員資格を有していたことが判明した場合、当社は当社の裁量により会員の承諾なく会員資格1つを残して残りの会員資格を失効させる権利を有します。

4. 会員は、自身の会員情報(会員番号、ログインパスワード、メールアドレス、会員証等)の使用および管理について、一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡等をしたりしてはならないものとします。なお、会員は、ログインパスワードについて、安全のため定期的な変更を努めるものとします。

5. 当社は、当社の責めに帰すべき事由のない限り、会員情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により会員に生じた損害についての責任を負いません。

第5条(登録情報の変更)

会員の当倶楽部への登録情報に変更が生じた場合、会員は遅滞なくマイページより登録情報の変更を行うものとします。この場合において、会員による登録情報の変更がなされていないことにより、特典やサービスの提供ができなかった場合、当社はその責任を負いません。

第6条(会員特典・サービス)

1. 当社所定の方法にて会員から会員特典やサービスの申込みがなされ、提供にかかる条件を満たす場合、当該会員特典やサービスを提供します。

2. 会員特典やサービスは、特段の記載がない限り、会員本人の申込みにより、会員本人にのみ提供されます。なお、会員特典やサービスの提供を受ける際は会員証を提示する必要があります。

3. 会員特典やサービスは、事前の予告無しに終了又は変更されることがあります。

4. 会員特典やサービスの内容は、[こちら](#)をご覧ください。

第7条(ポイントプログラム)

1. 当倶楽部には会員ランク制度があり、会員ランクに応じてポイントが付与されます。会員ランクに関する詳細については、[こちら](#)をご覧ください。

2. 会員ごとの利用可能ポイント総数(以下「ポイント残高」といいます)は原則として第8条により付与されたポイントの蓄積数から第9条により交換されたポイント数を差し引いたものとします。

3. 当社が認める場合を除き、会員間におけるポイントの移行・合算はできません。

第8条(ポイント付与)

1. 会員は、当ホテルにおいて精算時に会員証を提示することにより、利用金額につき、会

員ランクごとのポイント付与率に応じてポイントの付与を受けることができます。ただし、付与対象となる利用金額には、税金、地方税、サービス料は含まれません。また、当ホテルへの直接予約による利用の場合に限るものとします。

2. ポイント付与の対象となる商品・サービス等については、[こちら](#)をご覧ください。

3. 当社は別途定める方法により一定のポイントを一定の期限付きで特別に付与することができます。

4. 会員は、前3項にかかわらず以下の各号のいずれかに該当する場合、ポイント付与が受けられないことをあらかじめ承認するものとします。

(1) 旅行代理店・旅行専門サイト、レストラン予約サイト等、外部のサイトを經由して予約した場合

(2) クーポン・商品券・その他優待券等を利用する場合

(3) その他当社が対象外と定めた場合

第9条（ポイント交換）

1. 会員は、獲得したポイントを1ポイント=1円として商品・サービス等の代金の全額又は一部の支払いに充てる（以下「ポイント交換」といいます）ことができます。

2. 前項に従ってポイント交換を行うためには、商品・サービス等を購入する際に、会員証の提示、ポイント交換の申し出及び交換ポイント数の申し出を行うものとします。なお、商品・サービス等の代金を超えてポイント交換をすることはできません。

3. ポイント交換の対象となる商品・サービス等については、[こちら](#)をご覧ください。

第10条（ポイント取引の注意点）

1. 会員は、現金、当社が取り扱うクレジットカード、キャッシュレス決済等による支払いの場合に限り、ポイント付与又はポイント交換（以下併せて「ポイント取引」といいます）を受けることができます。

2. 会員は、商品・サービス等を購入する際にポイント取引を希望する場合、必ず、商品・サービス等の購入代金の支払い前にその旨を申し出るものとします。事前の申し出がない場合、ポイント取引を受けることはできません。

3. 会員は、商品・サービス等の購入代金の支払い時に会員証を提示できる端末を所持していない場合、ポイント取引を行うことができません。事後的にポイント取引を行うこともできません。

4. 会員は、当社が定める場合を除き、ポイントの譲渡、貸与、買入、寄託、相続はできません。

第11条（取引契約等解消時の処理）

1. 会員は、ポイント付与を受けた商品・サービス等の取引契約等について解約、取消し等

により解消する場合、会員証の提示をして、付与されたポイントを減ずる措置を取るものとします。ただし、会員証提示を要せず自動でポイントを減ずる場合があります。

2. 会員は、ポイント交換により商品・サービス等の代金支払いに充てた後、ポイント交換に利用したポイントの付与を受けた過去の商品・サービス等の取引契約等について解約、取消し等を行った場合、ポイント交換により取得した商品・サービス等に相応する金額を精算するものとします。

3. 会員は、ポイント交換した商品・サービス等の取消し・返品は行えないものとします。ただし、その取消し・返品の原因が、当社の責任に起因する場合、ポイント交換をした商品・サービス等の取引契約等を解約、取消し等により解消することができるものとし、ポイント交換の日から30日以内に限り、当ホテルに会員証の提示をすることにより、ポイント交換の取消しを行い、交換したポイントを復元することができます。

第12条（ポイントの失効）

1. ポイントの有効期限は、ポイント最終付与日から2年が経過した日とし、有効期限が切れたポイントは自動的に失効します。（ポイント最終付与日時点で保有しているすべてのポイントの有効期限が、当該最終付与日から2年が経過した日まで延長されます。）

2. 第8条第3項の定めにしたがって付与されたポイントは、前項の定めにかかわらず、当該ポイントの有効期限にしたがって失効するものとします。

3. 会員資格を喪失又は取消された場合は、全てのポイントが失効となります。

第13条（会員資格の喪失）

1. 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、事前に通知・催告等を行うことなく会員資格を取消することができるものとします。また、将来の当倶楽部への再入会を拒否することがあります。これにより会員に何らかの不利益又は損害が生じたとしても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

(1) 会員登録データに現時点で正しいデータが登録されていない場合

(2) 入会時における申告の際、宿泊実績登録又は特典・サービス利用の際に虚偽の申告、不正行為があった場合

(3) 当ホテルで、代金支払遅延等でトラブルがあった場合

(4) 当ホテルの宿泊約款及び利用規則を遵守いただけない場合

(5) 当ホテルにおいて暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺及びこれらに類する行為を行う、あるいは合理的範囲を超える負担を要求する場合

(6) 当ホテルにおいて法令、又は公序良俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合、あるいは他のお客様に著しい迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合

(7) 暴力団員、暴力団関係団体又はその他反社会的勢力の構成員及び関係者、ならびに暴

力団又は暴力団員が事業活動を支援する法人その他の団体の構成員である場合

(8) 本規約又は諸規則にて認められていない行為をした場合

(9) 入会資格を有していない場合、海外移住等により入会後に入会資格を喪失した場合

(10) 会員の行為が当社及び対象施設との信頼関係を損なうと当社が判断した場合、その他、会員として相応しくないと当社が認めた場合

2. 入会后、10年間利用実績がない会員については、当社は会員資格を取消す権利を有します。

第14条（会員の退会）

1. 会員が退会を希望する場合は、会員本人が自身のマイページより退会手続きを行うことにより、当倶楽部を退会することができます。なお、会員本人が亡くなられたときは、ご家族又はご親族からの通知により退会をお受けします。

2. 退会された場合、当然に会員資格を喪失し、獲得したポイントはすべて消滅します。

第15条（当倶楽部によるサービスの停止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員への事前の通知又は承諾を要することなく当倶楽部によるサービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。

(1) 当倶楽部によるサービスを実施するために使用する設備等（以下「当倶楽部用設備等」といいます）の故障・誤動作等により保守を行う場合

(2) 財政上、運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

(3) 天災地変等の不可抗力により当倶楽部によるサービスを提供できない場合

(4) その他、当社の合理的な努力によって当倶楽部の継続をすることが困難と判断した場合

2. 当社は、当倶楽部用設備等の点検等を行う場合、会員に事前に通知のうえ、当倶楽部によるサービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3. 当社は、当社の裁量により当倶楽部によるサービスの一部の内容を追加又は変更することができます。

4. 当社は、事前に会員に通知をしたうえで、当社の裁量により当倶楽部によるサービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができます。

5. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより、会員又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は過失がある場合を除きます。また、当社に軽過失がある場合における当社の賠償額は5万円を上限とします。

第16条（本規約の改定等）

当社が本規約の改定を行う場合、本規約を変更する旨及び改定後の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、当ホテルのホームページに掲載します。

第17条（個人情報の取扱い）

当社は、会員の個人情報について、次の各号の目的のために利用いたします。その他、個人情報の取扱いについては当社が別途定めるプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます）の定めに従い取り扱うものとしします。

- (1) 当社の商品・サービス等に関する情報のご案内を行うため
- (2) 当社から会員に対して登録情報や特典に関わる重要な案内を行うため
- (3) 当社から会員に対して連絡する必要がある場合に連絡を行うため
- (4) 会員から当社利用の予約を受ける場合のデータとして利用するため

第18条（各種案内）

当社は、メール等にてお知らせや営業案内をお送りすることがあります。お受け取りを希望されない場合は、当社指定のお手続きをいただければ送付を停止いたします。

第19条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本規約に関する準拠法は、日本法とします。
2. 会員と当社との間における一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（当倶楽部の終了）

当社の都合により事前に当社ホームページにてその旨を告知した上で、「琵琶湖ホテル倶楽部」を終了させていただく場合がございます。この場合、累積されたポイントは無効となり、会員はこれに対して一切異議を申し立てることはできません。予めご了承ください。

第21条（問合せ窓口）

当倶楽部、本規約等に関するお問い合わせは、次の窓口で行うものとしします。

お問い合わせ：琵琶湖ホテル倶楽部事務局

メール：kikaku@biwako-hotel.jp

★旧琵琶湖ホテル倶楽部会員に関する規定

1. 2023年12月5日をもって終了した旧琵琶湖ホテル倶楽部（以下「旧制度」といいます）の会員（以下「旧会員」といいます）は、当社所定の方法により当倶楽部へ入会し移行することで、移行時点において旧制度に基づき保有するポイント（以下「旧ポイント」とい

います)を当社所定の割合で換算の上当倶楽部のポイントに変換すること(以下「移行措置」といいます)ができます。なお、移行措置の期限は、2025年12月末日までとし、当該期限経過後は、移行措置をおこなうことができません。

2. 2025年12月末日までに移行措置をおこなった会員の初期会員ランクは、第7条第1項の定めにかかわらず、2022年4月1日から2023年10月31日までの累計利用金額をもとに決定するものとします。

2023年12月6日制定